

古文書で探る庶民のくらし

―松原村明細帳写―

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

「吉田文書」に「松原村明細帳写」がある。村明細帳は、村高・反別・年貢・戸数・人口・水利・山林・物産などを記す帳簿である。この文書は、作成年度を欠くが、記載内容から弘化3(1846)年以降に作られた明細帳の写しである。その中から村の基本的な事項と、山林に関する部分を順不同で紹介する。

【一、本村・入地ニヶ所にて枝郷・作り出御座無く候。但し、本村二十五軒、入地十八軒】
本村は現在の元松原区で、入地(枝村)は新松原区のことである。

【一、人数二百五十三人。内、男百三十二人、女百二十一人】
【二、面役高六十二人】
面役は、15歳から60歳までの男性に課した労働税で、藩の土木工事などに従事した。

【一、牛馬数四十八疋。内、牛四十疋、馬八疋】
【二、御年貢。米四百十五俵一斗三升六合、大豆二十一俵九升二合】

年貢は田が玄米、畑は大豆で納めていた。

【一、山坪数十八万坪。内、十四万六千六百七十坪・本村浜山、三万三千三百三十坪・入地浜山】
松原村には広大な浜山は在るが、農民が利用する証拠山・古野山や宮山が全く無いのである。松原村は、村高420石の村である。村高や年貢を記す項目の中に、「砂山下荒」がある。これは、浜山の砂の被害で耕作不能の農地である。砂山下荒の部分は、本文書と同時期の「松原村軸帳写」がより詳細である。それを部分引用する。

【本村分。田数七反十六歩、元文五年砂山下荒、御徳引。田数二畝二十九歩、砂山下荒、村弁】
【本村分。畠数一町一畝十四歩、延享三年砂山下荒、御徳引】
元文5(1740)年と延享3(1746)年に郡役所が砂山下荒を認定し、その大半を年貢の免除(徳引)とした。残地は村が年貢を負担(村弁)したのである。砂山下

荒は、本村だけの被害で、枝村(入地)には無い。本村は、砂の被害で5千2百坪(1・7ヘクタール)の農地を喪失していたのである。

【一、銀十匁、落松葉運上。一、同二十三匁三分四厘、藪坪銀。一、同一匁、松露運上】
いずれも雑税である。落松葉は、浜山で採取する燃料。藪坪銀は農民所有の竹藪に課し、松露は浜山で採取した。松露は、世界三大珍味の一つであるトリュフに似た形状のキノコである。

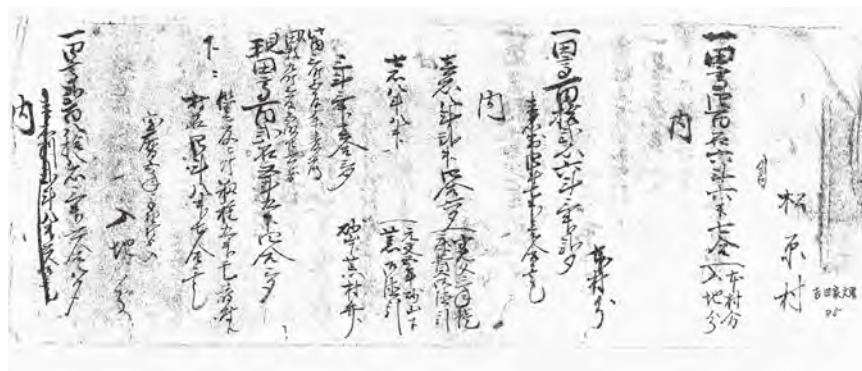
【一、肥し。馬屋肥、海藻、わら、垢溜土】
肥しは田畑の肥料、馬屋肥は馬小屋の敷き藁や糞、垢溜土は河川や水路の泥土である。

【一、カシキ草伐場。手野村山にて伐り申し候、道法十五町程】
カシキ(刈敷)は、肥料として田にすき込む若葉や草のこと。松原村は自村に草刈り場が無いので、手野村に草場を持っていた。

【一、薪切場。居村浜山落葉並びに枯松、御仕組払い願ひ受け、伐り取り申し候。道法三町程】
浜山の落松葉や払下げの枯れ松を燃料にしていた。

【一、助成。茄子、赤芋、松露】

助成は、農家の生活を助ける産物のことである。芦屋・赤間・黒崎などの宿場町に売り、現金収入としていたのである。松原村の砂の被害については、「三里松原の植林」の稿で詳述する予定である。



吉田文書の「松原村明細帳写」